## 6 贈 与 税

## 統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成15年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務がある者について、平成16年6月30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

なお、一部について、平成 14 年以前に財産の贈与を受けた者についての申告又は処理による課税事績について 調査している。

- 2 用語の説明 (平成15年分)
  - この章における用語の意義は、次のとおりである。
  - (1) 住宅取得資金の贈与 住宅取得資金の贈与を受けた場合には、暦年課税では住宅取得資金等の贈与の特例、相 続時精算課税では相続時精算課税選択の特例及び住宅資金特別控除の特例が設けられて いる。
- (2) 納 税 猶 予 贈与者の法定相続人でかつ農業の後継者が贈与を受けた農地等の価格に対応する贈与 税額は、一定の要件の下に納税が猶予される。
- 3 贈与税の主な諸控除
  - (1) 配 偶 者 控 除 婚姻期間が 20 年以上である配偶者から、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与を受けた場合で、贈与を受けた年の翌年の3月15日までにその居住用不動産を自己の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みであるときに、2,000万円と居住用不動産の価額とのいずれか少ない金額が、当該贈与による取得財産の課税価額から控除される。

なお、この配偶者控除は、同一の配偶者からは一生に一度しか適用を受けることができない。

- (2) 基 礎 控 徐 1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から110万円が控除される。
- (3) 相続時精算課税 特定贈与者ごとに、1 年間に贈与を受けた相続時精算課税適用財産の価額の合計額から、 の特別控除 2,500万円(前年までにこの相続時精算課税の特別控除を使用した場合には、2,500万円から既 に使用した額を控除した金額)と特定贈与者ごとの贈与税の課税価格とのいずれか少ない金額が 控除される。
- (4) 住宅資金特別控除 原則として父母から、自己の居住の用に供する住宅の取得資金等の贈与を受けた場合で、一 (相続時精算課税) 定の要件を満たすときには、その贈与者に係る課税価格から、相続時精算課税の特別控除の ほかに住宅取得資金特別控除額(限度額1,000万円)を控除することができる。

## 4 統計表の収録一覧

				調	查	項	目		
統計表	本年分・過 年分の区別	申告又は処理の別	人員	取得財産格	税額控除	納付税額	取得財産の類	加算税	調査方法
6-1 課税状況				/11	1/41	HA.		7/4	
(1)課税状況	本 年 分	申告及び処理の合計	0	0	0	0			全数調査
(2)加算税の状況	本・過年分	処理	0					0	IJ
(3)申告及び処理の状況	"	申告及び処理の合計	0	0		0			"
⑷税務署別課税人員	本 年 分	"	0						"
6-2 贈与財産価額の階級	"	申告(修正申告を除く。)	0	0		0			"
別課税状況									
6-3 贈与財産の種類別	"	JJ	0	0			0		II.